

○ 農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7581号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	現行
<p>第2 資金の内容</p> <p>本資金の内容については、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「法」という。）別表第4第1号の3、別表第4第1号の7及び別表第4第1号の10並びに平成20年9月30日財務省・農林水産省告示第36号（株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の第4号、第5号、第7号及び第17号に定めるもののほか、この要綱に定める事項に即して株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が定めるところによるものとする。</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 貸付限度額</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者に対する貸付限度額については、1,200万円（ただし、農林漁業経営の規模等から貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合（簿記記帳を行っているものに限る。）にあっては、年間経営費の12分の12に相当する額又は粗収益の12分の12に相当する額のいずれか低い額とすることができる。）。</p> <p>① 東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている被災農林漁業者</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）により経営の維持安定が困難となった者</p> <p>なお、本特例の適用は、<u>令和6年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったもの</u>に限る。</p>	<p>第2 資金の内容</p> <p>本資金の内容については、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「法」という。）別表第4第1号の3、別表第4第1号の7及び別表第4第1号の10並びに平成20年9月30日財務省・農林水産省告示第36号（株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の第4号、第5号、第7号及び第17号に定めるもののほか、この要綱に定める事項に即して株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が定めるところによるものとする。</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 貸付限度額</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者に対する貸付限度額については、1,200万円（ただし、農林漁業経営の規模等から貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合（簿記記帳を行っているものに限る。）にあっては、年間経営費の12分の12に相当する額又は粗収益の12分の12に相当する額のいずれか低い額とすることができる。）。</p> <p>① 東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている被災農林漁業者</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）により経営の維持安定が困難となった者</p> <p>なお、本特例の適用は、①については令和6年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったもの、②については令</p>

<p>(3) コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により経営の維持安定が困難となった農林漁業者に対する貸付限度額については、600万円（ただし、農林漁業経営の規模等から貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合（簿記記帳を行っているものに限る。）にあっては、年間経営費の12分の6に相当する額又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額とすることができる。）。</p> <p>ただし、(1)又は(2)の貸付金残高と通算しないものとする。</p> <p>なお、本特例の適用は、<u>令和6年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。</u></p> <p>4・5 （略）</p>	<p><u>和5年9月30日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。</u></p> <p>(3) コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により経営の維持安定が困難となった農林漁業者に対する貸付限度額については、600万円（ただし、農林漁業経営の規模等から貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合（簿記記帳を行っているものに限る。）にあっては、年間経営費の12分の6に相当する額又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額とすることができる。）。</p> <p>ただし、(1)又は(2)の貸付金残高と通算しないものとする。</p> <p>なお、本特例の適用は、<u>令和5年9月30日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。</u></p> <p>4・5 （略）</p>
---	---

附 則 （令和5年9月27日5経営第1452号）
この通知は、令和5年10月1日から施行する。